



情報(第75号)



令和元年 12月20日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

心の健康問題



1 まずは感謝

当法人、というより当職は、社会保険労務士となつて丸2年2か月が経過したところです。平成29年7月末に日本年金機構を退職、9月法人設立、10月1日開業しました。

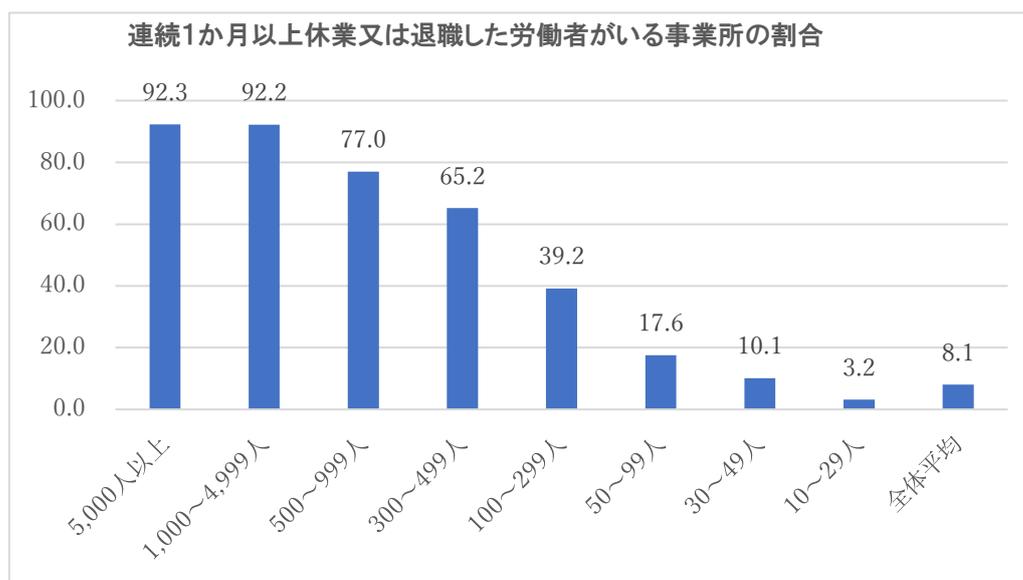
退職時には、「棺桶に片足を突っ込んで起業するとは変った奴だ」「やかましい。まだ20年ある」(80歳まで現役が目標)「いやいや吉国さんは100歳まで大丈夫ですよ。だって憎まれっ子世に憚るって言うじゃないですか」といった激励のお陰で今日を生きています。

現在、61歳。人生は、天災、人災、病気さらにはストレスに晒されており、曲がりなりにも仕事ができていることにまずは、感謝です。幸運に恵まれているとしかいえないですね。

2 心の健康問題

さて、当職の41年余のサラリーマン生活を振り返ってみると、社会全体では、20年前頃から、心の健康問題が急速に高まったように感じます。前職場では、年金記録問題時に、心の健康問題から休職・退職する職員が急増しました。多忙というより、各方面からの批判に耐えかねたもので、ストレスが与える影響の大きさを実感せずにはおれませんでした。

世の中一般的に、ストレス社会となったことで心の健康問題が深刻化したのでしよう、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所の割合は、全体として8.1%となっています(厚生労働省：平成24年労働者健康状況調査)。



3 復帰と休職の繰り返し

心の健康問題で一定期間休職すると、職場復帰してもまた、休職することが多く見られます。休職となった者では、一般には、短期間に復職することは危険ですし、また、復職したときにいきなり通常勤務とするのではなく、徐々にならしていくことが必要です。

厚生労働省が公表している「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が参考となります。ここでは、復職時の対応を簡単に紹介します（復職が可能と判断されていることが前提です）。

4 段階的な復職

まず、試し出社として、始業時刻に合わせて通勤経路によって出社、上司同僚らと挨拶をし、業務は行わず帰宅することを一定期間継続して経過観察をします。出社時に軽く読書をしたり、復職後の心構えを確認したり、また、上司から現在の状況を聞くなどにより不安を和らげることができるでしょう。前掲手引きには、「試し出勤中は、身の回りの整理や読書などに限定し、業務については一切しないようにして、正式な復職に備えて、職場の雰囲気になれることを優先条件とした」との事例が紹介されています。

試し出社で問題がなければ、午前中だけとか、午後の数時間等のように一定期間短時間勤務とします。

そこで問題がなければ、通常勤務（ただし時間外労働はなし）として一定期間観察し、時間外労働を解禁していきます。

また、元の職務に復帰することが原則ながら、その仕事のこれまでの出来や周囲との関係性を評価して配置替えすることも考慮します。

試し出社では、業務をしているのではないため、賃金は支給されないことが通常となり、その意義と賃金が支給されないことについて説明し、同意書を取っておくべきです。短時間勤務、通常勤務となったときには、労働条件通知書を交付することが必要です。

5 復職の判断基準

休職した労働者において十分な就労意欲を有していること、通勤時間帯に一人で安全に通勤できること、就労日、その時間帯に継続して就労できること、必要な業務ができること、業務による疲労が翌日までに回復すること、睡眠起床のリズムが整っていて、昼間に眠気がないこと（投薬による影響を含む）、業務遂行に必要な集中力・注意力が回復していることが必要です。

また、コミュニケーション不調によることも多く観察でき、その点も課題となります。

当法人では心の健康問題による休職、職場復帰計画の支援・助言を行っています

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>